

宮崎産業保健総合支援センター相談専門分野

専門スタッフの担当分野	相談例
産業医学	健康診断の事後措置、職業性疾病の予防対策、職場巡視の方法
労働衛生工学	作業環境の維持管理と改善の方法、測定機器の使い方
メンタルヘルス	職場におけるメンタルヘルスの進め方
労働衛生関係法令	関係法令の解釈
カウンセリング	職場におけるカウンセリングの進め方
保健指導	勤務形態や生活習慣に配慮した生活指導の方法



※お気軽にご相談ください。
※相談対応につきましては、事前予約制となっております。

地域産業保健センター一覧

センター名	対象地域	住所	電話・FAX
宮崎県中部地域産業保健センター	宮崎市・西都市・児湯郡 東諸県郡	宮崎市大坪西1-2-3 宮崎市医師会内	電話 0985-50-8330 FAX 0985-50-8330
宮崎県北地域産業保健センター	延岡市・日向市・西臼杵郡 東臼杵郡	延岡市出北6-1621 延岡市医師会内	電話 0982-26-6901 FAX 0982-21-7411
宮崎県都城・西諸地域産業保健センター	都城市・小林市・えびの市 北諸県郡・西諸県郡	都城市姫城町9-3 都城市北諸県郡医師会内	電話 0986-22-0754 FAX 0986-25-5730
宮崎県南那珂地域産業保健センター	日南市・串間市	日南市上平野町1-1-17 南那珂医師会内	電話 0987-23-2951 FAX 0987-23-2952

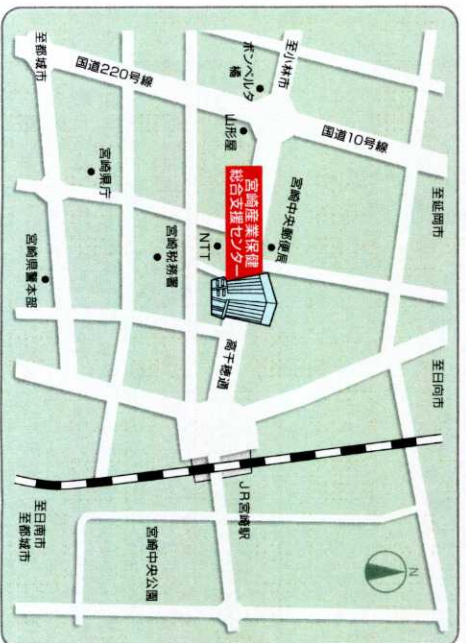
※ご利用できる日時は地域産業保健センターにより異なりますので、お問い合わせの上ご利用ください。

ご利用いただける時間
休日を除く毎日
AM8:30～PM5:15
 (休日は毎週土、日曜日及び祝日、年末年始)

独立行政法人 労働者健康安全機構

宮崎産業保健総合支援センター

TEL.0985-62-2511・FAX.0985-62-2522
 〒880-0806 宮崎市広島1丁目18番7号 大同生命宮崎ビル6階
 E-mail miyazakipo@miyazakis.johas.go.jp
 URL <http://www.miyazakis.johas.go.jp>



アクセス方法

- 電車 最寄駅はJR宮崎駅。駅西口を出て高千穂通り沿い、西へ約400m。徒歩約5分。大同生命宮崎ビル(10階建)の6階です。
- バス 最寄停留所:郵便局前停留所、高千穂通り2丁目停留所
- 車 専用駐車場はございません。(近隣の有料駐車場をご利用ください)
- 徒歩 山形屋デパート(横通3丁目)から高千穂通り沿いに宮崎駅方向へ約300m。徒歩約4分。NTT西日本ビルを過ぎ、コインパーキングの東隣が当ビル(10階建)

事業場の産業保健活動を総合的に支援します! 宮崎産業保健総合支援センター 事業案内



宮崎産業保健総合支援センターでは、働く人々の健康を確保するため、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、看護師、衛生管理者をはじめ事業者、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修会や専門的相談等を通じて支援を行っています。

また、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、産業保健サービスを提供する地域産業保健センターを運営・支援しています。

健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受け付け、ワンストップサービスで企業内での産業保健活動への総合的な支援を実施しています。皆さまのご利用をお待ちしております。

相談内容等についての秘密は厳守します。また提供するサービスはすべて無料です。



独立行政法人 労働者健康安全機構
 宮崎産業保健総合支援センター

産業保健総合支援センター

地域産業保健センター

産業保健関係者に対する 専門的研修等

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは宮崎産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。
※研修参加には事前のお申し込みが必要です。



産業保健関係者からの 専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等で相談に応じ、解決方法を助言しています。
また、作業環境管理、作業管理等について、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。



メンタルヘルス対策の普及促進の ための個別訪問支援

メンタルヘルス対策促進員が中小規模事業場に出向き、ストレスチェック制度の導入について具体的なアドバイスをするなど、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。
また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。



治療と職業生活の 両立支援

治療中の労働者が就業を継続するため、事業場に対する支援を行います。
特に「がん」などの疾病を抱える労働者を対象とした支援も実施しています。



労働者の健康管理

(メンタルヘルスを含む)に係る相談

労働安全衛生法に定められている健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。
また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師による相談・指導を行います。



健康診断の結果についての 医師からの意見聴取

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴くことが出来ます。
なお、この意見聴取は、健康診断を行った日から3ヶ月以内に行うよう労働安全衛生規則で規定されています。



産業保健に関する 情報提供・広報啓発

ホームページ、メールレター、情報誌の発行を通じて、産業保健情報をお知らせしています。
※メールレターの配信をご希望の方は宮崎産業保健総合支援センターホームページからお申込み下さい。



事業者・労働者に対する 啓発セミナー

事業者を対象とした、職場における労働者の健康管理等についての産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策の健康管理等について、セミナーを実施しています。



測定機器の貸出

デモンストラシオン用の測定機器の貸出を行っています。



個別訪問による 産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、労働衛生管理について総合的な助言・指導を行います。



長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
労働安全衛生法第66条の8第1項に基づき、労働安全衛生規則第52条の2に規定する要件に該当する労働者(時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者)を対象として医師による面接指導を実施し、労働安全衛生法第66条の8第4項に規定する面接指導の結果に基づき事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、医師による意見聴取を実施します。
また、労働安全衛生法第66条の9に基づき労働安全衛生規則第52条の8に規定する要件に該当する労働者(時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者)又は健康上の不安を有している者等を対象として医師による面接指導を行います。
さらに、ストレスチェックの結果、高ストレス者であるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。